

京 都 大 学 国 際 科 学 イ ノ ベ ー シ ョ ン 棟 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学国際科学イノベーション棟規程 (平成27年3月10日総長裁定)</p> <p>(前 略) (開館日)</p> <p>第5条 イノベーション棟(センターを除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる休館日を除き毎日開館する。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(開館日)</p> <p>第5条</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和4年9月総長裁定) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学ローム記念館規程 (平成17年9月13日総長裁定)</p> <p>(前 略) (休館日)</p> <p>第5条 記念館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(休館日)</p> <p>第5条</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和4年9月総長裁定) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設規程 (平成23年3月8日総長裁定)</p> <p>(前 略) (開館日)</p> <p>第5条 拠点施設は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日開館する。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(開館日)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p> <p>2 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p align="center">京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター 規程 (平成19年10月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (開館日)</p> <p>第5条 記念講堂等は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日開館する。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p align="center">(開館日)</p> <p>第5条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p> <p>2 (同 左)</p> <p align="center">附 則 (令和4年9月総長裁定) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p align="center">京都大学東京オフィス規程 (平成21年7月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (休館日)</p> <p>第7条 東京オフィスの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月28日から翌年1月3日まで (4) 6月18日(創立記念日) (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(夏季一斉休業日)</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p align="center">(休館日)</p> <p>第7条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日</p> <p>2 (同 左)</p> <p align="center">附 則 (令和4年9月総長裁定) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p align="center">京都大学総合博物館一般観覧規程 (昭和62年11月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) (開館日)</p> <p>第2条 博物館は、毎年1月5日から12月27日まで開館するものとする。ただし、月曜日、火曜日、6月18日(創立記念日)及び8月第3週の水曜日(夏季一斉休業日)は、休館とする。</p> <p>2 (略) (後 略)</p>	<p align="center">(開館日)</p> <p>第2条 博物館は、毎年1月5日から12月27日まで開館するものとする。ただし、月曜日、火曜日、6月18日(創立記念日)及び8月第3週の水曜日は、休館とする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p align="center">附 則 (令和4年9月総長裁定) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>